

あなたの地域には、身近な相談相手 民生委員・児童委員がいます

5月12日は
民生委員・
児童委員の日

民生委員・児童委員は、誰もが安心して生活できるよう、地域を見守るボランティアとして、市内で596人(令和4年4月1日現在)が活動しています。さまざまな生活上の困りごとや心配ごとを抱えているかたから相談を受け、関係機関との「つなぎ役」として問題解決のお手伝いをします。

- 近所のおじいちゃん、最近見かけないけど大丈夫かな？
- 親の介護で疲れた、どうすればいいんだろう？
- 毎日一人で子育て、誰か助けてほしい。
- 高齢者が集まるサロン活動に参加してみたい。
- 子どもを怒鳴る声が聞こえる。もしかして虐待かも。

こんな時は一人で
悩まず、あなたの地域の
民生委員・児童委員に
気軽に相談しましょう



お住まいの地域を担当する委員が分からないかたは、福祉総務課へお問い合わせください。

Q 民生委員ってどんな活動を している人なの？



A 高齢者や障害のあるかたが安全・安心に生活できているか「訪問活動」を行ったり、高齢者や子育て中のママ・パパが集まる「サロン活動」を開いたり、通学路に立って子どもたちの安全を見守る「あいさつ運動」など、いろいろな活動を行っているんだ。

Q どんな人が民生委員・ 児童委員になれるの？



A 資格はいらないけれど、地域を良くしたい気持ちがあって、周りから信頼されている人が、町会・自治会から推薦され、市の推薦会の審査を経て、厚生労働大臣から委嘱されるんだ。

Q ボランティア経験がなくても 活動できる？



A 子育てが落ち着いた後や、仕事を退職した後に、民生委員・児童委員になる人も多いよ。月に1回、地域の委員が集まって「定例会」というミーティングをするので、一人で対応できないことなどは、みんなで協力し合って取り組むことができるんだ。詳しいことは、お住まいの地域の町会・自治会長や、福祉総務課にお問い合わせで聞いてみよう。

Q 給料はあるの？ 仕事している人でもできる？



A ボランティアなので給料は出ないけれど、活動に必要な費用の一部は「活動費」として支給されるよ。活動日が決められているわけではないので、仕事をしながら活動している人もたくさんいるんだ。

Q 高齢者だけが対象じゃないの？



A 全ての民生委員は、児童委員も兼ねていて、地域の子どもたちが安心して暮らせるように相談や支援をしているよ。だから民生委員・児童委員と呼ばれているんだ。また、中には子どもたちや子育ての相談などを専門にする主任児童委員という役割を持つ人もいるよ。

※令和4年度は民生委員・児童委員の3年に一度の一斉改選が行われるため、各町会・自治会では5月から7月にかけて候補者の推薦準備が始まります。

問い合わせ…福祉総務課 ☎048-259-7647 FAX048-255-3188